

災害で被災した建物の解体をお考えの方へ

自費解体（費用償還）※では全額償還できず、 自己負担が発生する場合があります！

※建物の所有者が自ら解体業者と契約し解体を行い、その費用を市に償還を求める制度

★今回の災害で被災した建物の解体は、市が所有者に代わって行う公費解体が原則ですが、自己解体（費用償還）を行う場合は、次の点に注意してください。

～トラブルに遭わないためには～

- 解体の契約をする前に、珠洲市に相談し、制度の対象となる範囲や費用の目安、申請に必要な書類などをご確認ください。
- 相談の際は見積書をご持参ください。
- 事前の相談でお伝えできるのは、概算金額です。

注 意 点

- り災証明書（又は被災証明書）で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された建物が対象となります。（修理やリフォームに伴う解体や家屋の一部だけの解体は対象外です。）
- 解体費用が、珠洲市が算定した額以上の場合や償還の対象とならない費用は、自己負担となります。
- 登記情報や固定資産情報の面積と実面積が異なる場合や未登記の場合などについては、実面積がわかる資料や写真が必要になります。
※確認できない場合、費用償還の対象外となる場合があります。

過去の災害におけるトラブル事例

- 事業者から「費用は解体後に市へ請求すると戻ってきますので、自己負担はありません」と言われ高額な費用を請求され、自己負担が発生した。
- 事業者から、費用償還の申請に必要な書類（見積書、契約書、領収書、解体廃棄物のマニフェスト（産業廃棄物管理票）、写真など）の提出がなく、償還が受けられなかった。
- 事業者から「樹木や庭石、倒壊のおそれのないブロック塀、擁壁なども撤去できます」と言われて契約したが、その分は後で対象外とわかり、自己負担が発生した。

お問い合わせ：珠洲市環境建設課(公費解体班) 0768-84-5234